

「健康保険(厚生年金) 適用関係講座」

1 新たに採用したとき

入社時のご本人確認の徹底

【入社時に提出する書類例】

- ①年金手帳又は基礎年金番号通知書（基礎年金番号を確認できるもの）
 - ★年金手帳を紛失している場合は再交付して提出
 - ★日本に住所を有する20歳以上の方は原則として基礎年金番号をお持ちです。
- ②雇用保険被保険者証
- ③住民票記載事項証明書(扶養されている家族を含む)
 - ★世帯主と姓(氏)が異なる扶養家族については、続柄表記のあるものが必要です。

(1)健康保険・厚生年金 被保険者資格取得届 200 P25

- ①氏名は戸籍に記載されているものを記入(年金手帳は大切な手がかりとなります)

齋 齋 齋 齋 邊 濱 眞 讓 淺 高

- ②20歳未満、外国人の方を採用する場合:前職有無と年金手帳交付有無確認をします。

- ③資格取得年月日

実際に採用・入社した日を記入します。提出日や試用期間満了日の翌日を資格取得日欄に記入するのは誤りです。採用・入社した日など事実上の使用関係に入った日が、被保険者の資格取得日になります。「事実上の使用関係に入った日」とは、報酬が発生する日を指します。

例えば、1月1日に採用され、1月9日に勤務を始めた場合には、給料・賃金の支払い関係により資格取得日が決められます。

- i 1か月の給料が支払われる場合 →資格取得日は 1月1日
- ii 日割計算で給料が支払われる場合 →資格取得日は 1月9日

- ④報酬月額

「通勤手当」も含みます。

予想される「残業手当」も含みます。

2 被保険者が被扶養を有するとき

(1)健康保険被扶養者(異動)届 202 <3枚複写> P27 3枚目:P71

【提出事由】

被保険者が被扶養を有するとき、例えば結婚、離婚、出産、死亡、被扶養者が就職した場合に提出します。

【被保険者になれる範囲】

- ①同居していなくとも被扶養者になれる範囲
配偶者、直系尊属、子、孫、弟妹
- ②同居していることを条件に被扶養者になれる範囲
 - ・ ①以外の三親等内の親族(血族・姻族)
 - ・ 内縁関係にある配偶者の父母・子
 - ・ 内縁関係にあった配偶者の死亡後の配偶者の父母・子

【雇用保険基本手当受給期間中は、健康保険の被扶養者と認められない】

退職後、雇用保険基本手当の受給期間中は原則として被扶養者とは認められない。しかし、基本手当日額が3,611円以下(60歳以上は給付日額が4,999円以下)なら、健康保険の被扶養者の認定が可能です。ただし、組合健保によっては規約によって(60歳未満は基本手当日額が3,561円以下、60歳以上は給付日額が4,931円以下)異なる扱いをしていることがある。

国民年金第3号被保険者の認定基準は、国の基準であるため組合健保であっても扱いは同じであり、組合健保の被扶養者に認定されなくても、国民年金第3号被保険者の認定はされます(窓口：年金事務所)。

被扶養者認定される基本手当日額の上限

		協会けんぽ	健保組合
60歳未満	130万円未満	3,611円以下/日	3,561円以下/日
60歳以上	180万円未満	4,999円以下/日	4,931円以下/日

〇〇健康保険組合：被扶養者認定対象者の判断資料(16歳以上の者)

被扶養者		必要な証明書	
高校生		学生証	
大学生・専門学校(一部・昼間)		学生証	在学証明書
大学生・専門学校(二部・夜間)		学生証及び今後1年間の「給与見込書」	
◆扶養認定日以前過去2年無職無収入		(専業主婦等)前年度非課税証明書	
◆パート・アルバイト年収130万円未満		直近3か月間の給与明細書、「給与見込書」	
◆最近会社等を退職した人	基本手当を受給しない	※離職票(写)の提出	退職時交付された ・源泉徴収票(代取®有)
	待期間・給付制限中	雇用保険受給資格者証(表裏コピー)	
	受給額が3,611円以下		
◆年金受給者		年金振込通知書	
実の父母・祖父母		◆の証明書	
義理父母(同居が条件)		◆の証明書及び続柄表記のある住民票	

3 被保険者資格取得届内容に変更(訂正)事由が生じた場合

- ①氏名変更 田村亮子 → 谷亮子
フリガナ訂正 待田愛：アイ⇔イトシ
文字訂正 英子 → 瑛子
氏名訂正 新字体と旧字体 高浜久子 → 高濱久子
- ②生年月日の訂正
- ③種別(性別)訂正 佐藤和美 女⇔男
- ④資格取得日訂正
- ⑤報酬月額訂正
- ⑥住所変更 杉並区 → 中野区
ビル名変更 大山新宿ビル → 小山中野坂上ビル

(1)健康保険・厚生年金 被保険者氏名変更(訂正)届 207 P50

- ★資格取得時に氏名変更する場合は氏名変更届を同時に提出
- ★健康保険被保険者証、年金手帳の回収
- ★雇用保険の被保険者証も誤っていないか確認しましょう。


(2)健康保険・厚生年金 被保険者生年月日訂正届(処理票) 209 P52

- ★健康保険被保険者証、年金手帳の回収
- ★雇用保険の被保険者証も誤っていないか確認しましょう。

(3)健康保険・厚生年金 被保険者住所変更届 218 <2枚複写> P29

国民年金第3号被保険者住所変更届 211 2枚目です (単身者:1枚目のみ提出)

- ★被扶養配偶者の住所変更は2枚複写にて作成・届出します。

 通勤手当にも影響し、標準報酬月額の変更を伴うこともありますので要注意。

(4)健康保険・厚生年金 被保険者資格取得届 ○○訂正届

- ③種別(性別)訂正 ④資格取得日訂正 ⑤報酬月額訂正は**赤黒訂正**にて対応します。

【赤黒訂正】

正＝黒字、誤＝赤字で記載。届の標題の下に『○○訂正届』と赤字で標記。

理由書及び③…労働者名簿、④…出勤簿、⑤…賃金台帳のコピーを添付します。

(5)健康保険被扶養者(異動)届 ○○訂正届

被扶養者の変更(訂正)は**健康保険被扶養者(異動)届**に「○○訂正届」と表記し、**赤黒訂正**の方法にて対応します。(健康保険被保険者証を添付します)

氏名訂正 琢也 → (正) 也

氏名訂正にはフリガナ訂正もあります。武井咲(タケイサキ→エミ)

生年月日訂正 昭和 24 年→(正)平成 24 年(平成を昭和と誤った例)
性別訂正 勝美:女 →(正)男

4 その他のポイント

<新規適用届> P5-6 (書式 P1)

事業主から事前に預かっておく書類

1. 賃金台帳
2. 出勤簿
3. 労働者名簿
4. 労働条件明示書または雇用契約書
5. 会社の登記簿謄本(原本)
6. 事業所の賃貸契約書または不動産の謄本
7. 税務署関係の届出書
8. 直近一年間の所得税の領収書

添付書類に関しては、事前に年金事務所で確認をしておきましょう。健保組合の場合は被扶養認定対象者の判断資料を求められますので事前に確認しておきましょう。

9. 業種によっては営業許可書(例:医薬品販売業許可証・宅地建物取引業者免許証)

※代表取締役:現在加入の健康保険証(国民健康保険証)のコピー

<健康保険の喪失日> P30

退職 退職日の翌日

死亡 死亡日の翌日

70 歳 誕生日前日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失します。

75 歳 75 歳誕生日に健康保険の被保険者資格を喪失します。

75 歳誕生日から後期高齢者医療制度(「老人保健法」を改称)の被保険者となります。

<「随時改定」と「育児休業等終了時改定」の違い> P65

	随時改定	育児休業等終了時改定
基礎期間	● 固定的賃金に変動があった月以後の3か月間	● 育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3か月間
17日未満	● 支払基礎日数が17日未満の月があるときは随時改定を行わない	● 支払基礎日数が17日未満の月は除く
2等級以上	● 原則として2等級以上の差が生じることが必要	● 1等級差でも改定
改定月	● 固定的賃金に変動を生じた月から起算して4か月目から改定	● 育児休業等終了日の翌日が属する月から起算して4か月目から改定
強制任意	● 随時改定に該当した場合、事業主	● 被保険者からの申出に基づき事業主はす

はすみやかに届出	強制	みやかに届出(本人の署名押印) 改定後、傷手等支給申請する事態が生じた場合は、改定後(低下した)標準報酬月額で傷手を計算して支給する。
----------	-----------	--

<育児休業終了時報酬月額変更届：④改定月とは>

育児休業等を終了した日の翌日が属する月から4か月目の月を記入します。

例1 育児休業終了日の翌日：9/16 → 改定月：12月

<所得税法上における扶養親族と健康保険の被扶養者の相異>

健康保険の被扶養者要件における収入とは

扶養の事実が発生した日から“将来に向かって”1年間の収入見込み額のことです。

所得税法上の年収のように、1月から12月の年収で判断されるわけではありません。

したがって、原則として、それまでの収入の合計にかかわらず、月収が 108,333円を超えた 時点で、被扶養者から外します。

108,334円×12ヶ月＝1,300,008円(年額130万円超)

逆を言えば、退職や勤務時間の減少等により、月収が108,333円以下になれば、たとえ1月からの収入の合計が130万円を超えていても、その時点で健康保険の被扶養者の収入要件を満たしていません。

年収の判定は、被扶養者の認定を受ける時点における収入(日額・月額)を年間収入(今後1年間に換算した額)である。

	年収	1年間の考え方	収入の対象
所得税法の扶養親族 給与所得 公的年金 65歳以上 65歳未満	103万円以下 158万円以下 108万円以下	1月1日から1年間	通勤交通費は除く
健康保険法の扶養	130万円未満 (180万円未満) ※同一世帯の場合 ※別居世帯の場合	認定基準における年収とは、過去における収入のことではなく、扶養の事実が発生した日以降の“将来に向かって”1年間の収入見込み額のことをいう。 ◆日額・月額の規制	通勤交通費を含む 雇用保険の基本手当 健康保険の傷病手当金 障害厚生年金・基礎年金 遺族厚生年金・基礎年金 老齢厚生年金・基礎年金 国民年金基金・() 企業年金

所得税法上の扶養親族

扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の人をいいます。所得が給与所得だけの場合には、その年中の収入金額が103万円以下であれば、合計

所得金額が38万円以下となり、また、所得が公的年金等に係る雑所得だけである場合には、その年中の収入金額が年齢 65 歳以上の人については()万円以下、65 歳未満の人については()万円以下であれば、合計所得金額が38万円以下となります。

所得税法:「配偶者」には、いわゆる内縁関係の人は含まれない。健康保険は含まれる。

健康保険扶養者認定の年収基準……雇用保険基本手当日額

雇用保険の失業給付(基本手当等)は近い将来に再び就職する者に給付されるものであるから、現在の失業状態は一時的とみなされ、かつ、一定金額を受給しているため、基本手当の受給者は原則として被扶養者とは認められない。ただし、給付額が僅少(基本手当日額に360を乗じた額と他の収入を加えた年収が**130万円**(60歳以上等の場合180万円)**未満**であれば被扶養者になることができる(基本手当のみの場合は $3,611円 \times 360 = 1,299,960円$)。

また、待期期間中や給付制限期間中も原則として被扶養者になることができる。

<60日以上遡及>

手続を失念して、過去に遡って手続をするケースがあります。この場合は、厳格に書類を添付することになります。

- ・資格取得届 事実発生した月から直近までの賃金台帳及び出勤簿のコピー
- ・資格喪失届 退職月の賃金台帳及び出勤簿のコピー
- ・報酬月額変更届 固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの賃金台帳のコピー
固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの出勤簿のコピー
- ・被扶養者(異動)届 住民票の写しや所得証明書等

<2以上事業所勤務届>

2箇所以上の事業所から報酬を受け、かつ双方ともに社会保険に加入する要件を満たす場合

役員が該当するケースが多いです。

<問 題>

1. Aさんは12/15退職しました。
社会保険の被保険者資格喪失日は 月 日になりますか。
2. Aさんの社会保険料は何月(暦月)分まで納める必要がありますか。
3. Aさんは任意継続被保険者の申請を希望しています。申請する要件と手続期限についてお答えください。
4. 1歳未満の子を養育する吉田花子さんは、月末締め、翌月10日払の会社に勤務しています。平成25年9月26日に育児休業から職場復帰し、現在の標準報酬月額が30万円です。短時間勤務制度を利用し1日の勤務時間を8時間から6時間に短縮したため給与が225千円に下がってしまい、改定を申出ることになりました。次のデータに基づき育児休業等終了時報酬月額変更届を作成せよ。(会社名省略)

【データ】

被保険者氏名 : 吉田花子 (ヨシダ ハナコ)
被保険者の生年月日 : 昭和59年1月6日
養育する子の氏名 : 沙保理 (サリ)
養育する子の生年月日 : 平成24年9月26日
育児休業終了日 : 平成25年9月25日
給与(月給日給制) : 9/26~9/30 2日出勤 2日間の賃金21,430円
10/1~10/31 欠勤なし 賃金225,000円
事業所整理記号 : 新あさひ
被保険者整理番号 : 25
基礎年金番号 : 2245-123456

5. 次のデータに基づき新規適用届及び資格取得届を作成せよ。

【データ】

会社設立年月日 : 平成25年7月1日
会社名 : 株式会社未来生活 (カ)ミライセイカツ)
所在地 : 〒160-0002 東京都新宿区一丁目1番1号
電話番号 : 03-3330-1115
事業の種類 : 情報処理システムの開発及び販売
代表取締役 : 東京 一郎 (東京都新宿区大久保2-3-4)
取締役 : 田中 和夫
取締役(非常勤) : 鈴木 広 (報酬支払なし)
従業員 : 内田 明(正社員)、沢 洋子(正社員 管理担当者)、木村

久子（パート 週3日、3時間勤務）

給与 : 月給制、20日締め当月末日払い、基本給、家族手当、通勤手当支給、昇給4月、賞与6月、12月

所定労働時間 : 9:00~18:00 休日 : 土曜日、日曜日

各人の個人情報

氏名	生年月日・性別	郵便番号・住所	基礎年金番号
東京 一郎 トウキョウ イチロウ	昭30.1.1 男	169-0072 東京都新宿区大久保2-3-4	0000-000000
田中 和夫 タナカ カズオ	昭35.1.1 男	150-0002 東京都渋谷区渋谷1-1-1	1111-111111
鈴木 広 スズキ ヒロシ	昭20.1.1 男	170-0013 東京都豊島区東池袋2-2-2	2222-222222
内田 明 ウチダ アキラ	昭40.2.2 男	154-0017 東京都世田谷区世田谷3-3-3	3333-333333
沢 洋子 サワ ヨウコ	昭45.3.3 女	103-0027 東京都中央区日本橋4-4-4	4444-444444
木村 久子 キムラ ヒサコ	昭50.4.4 女	153-0063 東京都目黒区目黒5-5-5	5555-555555

各人の給与

氏名	基本給（役員報酬）	家族手当	通勤手当	現物給与
東京 一郎	800,000	0	0	なし
田中 和夫	700,000	0	0	なし
鈴木 広	0	0	0	なし
内田 明	300,000	50,000	9,000	なし
沢 洋子	時給1,000	0	1日1,000	なし
木村 久子	230,000	0	6,300	なし

全員、かつて厚生年金保険加入していたことあり。

内田明のみ、扶養すべき家族あり。（被扶養者届は今回は作成しません）